

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### （個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）  
当社は、これまでの4,000社を超える事業創出支援を今後も同様に継続すると共に新たな企業間連携を既存事業であるインキュベーションテック事業、事業プロデュース事業、オープンイノベーション事業を通じて推進します。
- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）  
当社は、100名超の開発者が所属する弊社技術部門を中心に地方自治体や民間企業を対象にIT実装支援及びIT実装支援を通じたDX推進やデータの利活用による新たな価値の創出を支援します。
- c. 専門人材マッチング  
当社は、全国地方自治体や民間企業とデジタル技術を有するスタートアップ企業とのマッチングや大学/高専との連携による採用を見越したインターンシップ制度の実施により専門人材の育成やマッチングを推進します。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）  
当社は、グリーン化に関連した知識や経験を有する社員を中心にパートナー事業者と共に推進します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 價格決定方法

当社は、不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 手形などの支払条件

当社は、下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。※手形等には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。

### ③ 知的財産・ノウハウ

当社は、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴うしづ寄せ

当社は、取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和 7 年 5 月 7 日

企 業 名 株式会社 Relic

役職・氏名（代表権を有する者） 代表取締役 CEO 北嶋貴朗